

契約概要と注意喚起情報について (建物共済)

この説明書（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して確認していただきたい事項を記載したものです。

ご契約の前にお読みいただき、内容を確認・了解の上、お申込みください。

なお、この説明書（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に関する全てを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、建物共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）又は「共済約款」をご覧ください。NOSA Iまでお問い合わせください。

また、ご加入後に「建物共済のあらまし」、「重要事項」、「共済約款」をお送りいたしますので、ご一読され、内容を確認いただきますようお願いいたします。

契 約 概 要

1 加入申込みと契約の成立

建物共済の契約は、加入申込書に、必要事項を記入・押印してNOSA Iに申込み、NOSA Iがその申込みを承諾したときに成立します。

なお、加入申込書には、事実を正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なるときには、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますので、特にご留意願います。加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは速やかにNOSA Iにご連絡ください。

2 共済の名称及び仕組み

(1) 建物共済の名称（種類）

NOSA Iの実施する建物共済は、共済金の支払対象となる事故（注）により次の2種類の共済があります。

- ・建物火災共済
- ・建物総合共済

（注）「4 補償対象事故（共済事故）」を参照してください。

(2) 仕組み

建物火災共済・建物総合共済は、火災をはじめとする様々な偶発の事故により、建物及びその建物に収容する家具類が損害を受けたとき損害共済金及び費用共済金（以下、「共済金」といいます。）をお支払いします。

3 共済目的の範囲（ご契約の対象となるもの）

建 物	基礎部分、畳・建具等、電気・ガス・水道・冷暖房設備などの附属設備を含む
家 具 類	建物に収容されている家具、衣類、寝具、電化製品、趣味・娯楽用品などの生活用具 ※自動車・農機具等、通貨・有価証券・預貯金証書等、1品30万円以上の貴金属・美術品等、営業用什器備品・商品等は除きます。 ※家具類を共済目的とする場合は、加入申込書において共済金額を設定する必要があります。

4 補償対象事故（共済事故）

補償対象事故		共済の種類	火災 共済	総合 共済
火災等	①火災 ②落雷 ③破裂又は爆発 ④建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触又は倒壊 ⑤建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触 ⑥給排水設備に発生した事故及び加入者以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水濡れ ⑦⑧盗難によって共済目的に発生したき損又は汚損 ⑧⑨騒乱及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為又は破壊行為		○	○
自然災害	台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震、噴火及び津波その他これらに類する自然現象による災害		×	○

5 共済金のお支払い額

	共済金の種類	支払基準（お支払額計算式等）	火災 共済	総合 共済
損害共済金（主契約）	火災等	損害額×共済金額／（共済価額×80%） ※損害額又は共済金額のいずれか低い額を限度	○	○
	自然災害（地震・噴火・津波を除く）	損害額×共済金額／共済価額 ※損害額が共済価額の80%未満であるときは、損害額から共済価額の5%に相当する額又は1万円のいずれか低い額を控除します。	×	○
	地震 噴火 津波	損害額×（共済金額×50%）／共済価額 ※建物…建物の損害割合が5%以上となった場合にお支払いします。 ※家具類…損害割合が70%以上の場合にお支払いします。	×	○
	残存物取片付け費用共済金	残存物の取片付けに要した実費 ※地震・噴火・津波を除き、損害共済金の10%を限度	○	○
	損害防止費用共済金	損害防止軽減費用の額×共済金額／（共済価額×80%） ※火災等事故のみ、損害防止軽減費用の額を限度	○	○
	特別費用共済金	損害割合が80%以上の場合 共済金額×10% ※地震・噴火・津波を除き、1事故1建物200万円限度	○	○
	失火見舞費用共済金	加入棟から出火し隣家に損害を与えた場合 1被世帯当たり20万円 ※火災、破裂・爆発のみ、共済金額の20%限度	○	○
	地震火災費用共済金	地震・噴火・津波による火災によって、建物が半焼以上又は家具類が全焼した場合 ※共済金額の5%限度	○	×

6 他の保険（共済）契約がある場合

共済金の支払対象となる共済目的に、補償を同じくする他の共済・保険契約があり、かつ、それぞれの契約に基づく支払額合計が共済約款に定める支払限度額を超えるときは、共済約款に定める方法により共済金をお支払います。

7 共済金を支払わない場合

- (1) 加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害
- (2) 加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害
- (3) 共済事故の際における共済目的の紛失又は盗難
- (4) 共済目的の性質又は欠陥によって発生した損害
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって発生した損害
- (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害
- (7) 加入者が損害発生のお知らせを怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをした場合
- (8) 加入者が正当な理由がないのに損害調査を妨害した場合
- (9) 加入者が共済金を取得するために損害を発生させ、又は詐欺を行うなど信頼を損なう行為を行った場合
- (10) 加入者が共済金の支払請求手続きを3年間怠った場合
- (11) その他建物共済約款に定める事項

8 付加できる特約及びその概要

- (1) 新価特約（別途掛金は不要です）

共済目的を新築価額・再取得価額（同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築又は再取得するのに要する額）までご加入いただける特約です。
- (2) 収容農産物補償特約（別途掛金が必要です）

総合共済に加入する建物に、販売目的で保管されている米、麦、大豆に共済事故による損害が生じた場合に共済金をお支払いする特約です。

9 共済責任期間

加入申込書に記載された責任開始年月日の午後4時から加入申込書に記載された責任終了年月日の午後4時までです。ただし、その期日を過ぎて共済掛金等を払い込んだ場合は、払い込んだ日の午後4時から加入申込書に記載された責任終了年月日の午後4時までの補償となります。

10 加入条件

- (1) 加入の単位
 - ア 建物1棟ごとの加入となります。（家具類も含めた場合も合わせて1棟となります。）
 - イ 家具類は加入建物に収容されている物に限ります。なお、家具類単独の加入はできません。
- (2) 1棟当たりの加入限度額

火災共済	6,000万円 (建物の用途によっては異なる場合があります)
総合共済	4,000万円 (建物の用途によっては異なる場合があります)

11 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造などにより決まります。詳しくは、加入申込書をご覧ください。NOSA Iまでお問い合わせください。

12 共済掛金等の払込方法

共済掛金等の払込方法は、口座振替の他、NOSA Iの口座への振込みなどの方法があります。加入申込みの際にお申出ください。

13 共済掛金等の返還・追加請求

通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、共済約款等の規定により共済掛金等を返還又は追加請求をいたします。

なお、解除の理由によっては、共済掛金等を返還しない場合があります。

注 意 喚 起 情 報

1 告知義務・通知義務

(1) ご契約時の注意事項（告知義務—加入申込書の記載上の注意事項）

加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目について、加入者が故意若しくは重大な過失によって事実を記載しなかった場合には、契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①建物の情報

建物の用途、建物の構造、延べ面積（㎡）、てん補範囲、有業期間、建物の所在地

②他の保険・共済契約等に関する情報

他の保険契約又は共済契約の有無と加入額

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務事項等）

ご契約後、加入申込書に記載された内容に変更・訂正があった場合及び、次に掲げる事実が発生した場合には、直ちにNOSA Iにご連絡ください。ご連絡がない場合には、契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

ア 共済目的について他の保険や共済に加入するとき

イ 共済目的を譲渡・解体するとき、又は共済目的が共済事故以外の原因により破損したとき

ウ 共済目的である建物を増改築するとき、又は引き続き15日以上にわたって修繕するとき

エ 共済目的である建物を引き続き30日以上にわたって空家又は無人とするとき

オ 共済目的を他の場所に移転するとき

カ 共済目的の用途を変更し、又は共済目的について著しく危険が増加するとき

キ その他建物共済約款に定める事項

2 重大事由による解除

次のことがあった場合は、NOSA Iは、契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (3) 加入者に対する信頼を損ない、契約の存続が困難とする重大な事由がある場合

3 事故が発生した場合の手続き等

(1) 事故が起こった場合の手続き

- ア 事故が発生した場合、遅滞なくNOSA Iにご連絡ください。
- イ 加入者は、NOSA Iが要求した共済金支払請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- ウ NOSA Iは、事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- エ 事故の通知を怠り、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に故意に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

(2) 共済金支払後の共済契約

- ア 損害割合（共済価額に対する損害額の割合）が80%以上の事故が発生したときは、共済金をお支払いした後、共済契約は消滅します。
- イ 損害割合が80%未満の場合、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

4 NOSA I団体の解散時等の取扱い

NOSA I団体は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、その保有する共済金支払い責任の一部を、全国共済農業協同組合連合会等と再保険関係を締結して危険の分散を図っています。

しかしながら、社会・経済情勢の変化、大規模災害の発生等により、解散せざるを得なくなったときは、農業保険法では契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金は加入者に払い戻すこととなっていますが、財務状況によっては共済金も含めて削減されることがあります。

5 その他

ここに記載されている内容は平成30年4月1日より適用されます。

それ以前に責任が開始する契約については、一部適用されないものがあります。